

令和5年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
令和5年11月17日（金）
開会 午前10時
閉会 午前11時
- 2 開催場所
尾張旭市役所3階 講堂2
- 3 出席委員
上村千尋、松崎佳代子、水野夏子、清水まさみ、松原美保子、水野寿美代、
米井ちさと、安藤郁子、藤田政克、志村美栄子、朝見巳幸
11名
- 4 欠席委員
近藤信綱、谷口礼 2名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 竹内元康
こども子育て部次長兼こども未来課長兼こども課長 山本和男
保育課長 川本英貴
保育課指導保育士 松本真理子
子育て相談課長 二村正篤
こども課長補佐 久野善之
こども未来課こども政策係長 長瀬絵里子
こども未来課こども政策係 森康臣
- 7 議題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - (3) （仮称）尾張旭市こども計画の策定について
- 8 配布資料
 - (1) 第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について資料1
 - (2) （仮称）尾張旭市こども計画の策定について資料2

9 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
部長	皆様、こんにちは。 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議を開会いたします。 こども子育て部長竹内です。どうぞ、よろしくお願いします。 本日の会議は、今年度11月1日付けの委員改選後、初めての会議でございます。後ほど、会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 初めに、委員の皆様方におかれましては、この度、新たに又は再度委員に御就任をいただきまして、感謝申し上げます。 尾張旭市子ども・子育て会議は、平成25年度に設置され、市子ども・子育て支援事業計画の推進に関することや特定教育・保育施設の利用定員の設定に関することなどについて御審議等いただく会議でございます。 現委員の皆様が一同にお顔を合わせるのは本日が初めてでございますので、本来であれば皆様から御挨拶をいただくところでございますが、会議時間も限られておりますので、私からの皆様の御名前と御所属の紹介をもって皆様からの御挨拶に代えさせていただきます。 【出席委員全員の紹介後、欠席委員の紹介】 委員の御紹介は以上でございます。また、こども子育て部所属の事務局職員につきましては、事前にお送りしております名簿の内容をもって紹介に代えさせていただきます。なお、保育課長補佐については、本日欠席とさせていただきます。 それでは会議を進行させていただきます。本日の出席委員は11名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第6条第2項の規定による定足数に達しております。なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をまいりますので、委員の皆様には御了承いただきますようお願い申し上げます。

	議題に入ります前に、事務局から本日の資料を確認させていただきます。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、本日の資料を確認させていただきます。 本日の資料は事前に送付をさせていただいておりますが、次第、名簿、資料1、資料2です。 不足等ございませんでしょうか。 新任委員の方には本日お配りしておりますが、第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の冊子はお手元にごございますでしょうか。 ありがとうございます。事務局からは以上です。
部長	それでは、次第2「議題」の「会長の選出について」に入ります。 尾張旭市子ども・子育て会議条例では、第5条第1項にて「会議には会長を置く」と規定しており、選出については「委員の互選により」定めることとなっております。 委員の中で、どなたか推薦・立候補がありましたら、御発言をお願いします。
水野委員	会長には、金城学院大学の教授で、子ども・子育て分野に関する学識経験豊かな上村千尋委員をお願いしてはいかがでしょうか。
部長	ただいま水野委員より御発声いただきました上村委員をお願いしてはということですが、皆様いかがでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。御異議もないようですので会長を上村千尋委員にお願いしたいと思います。 また、会長の職務代理者につきましては、あらかじめ会長が指定することとなっておりますので、上村会長より指名をお願いいたします。
会長	それでは、会長が指名することですので、職務代理者として、小中学校長会の水野委員を指名したいと思いますのでよろしくお願いします。
部長	会長からの指名がございましたので、職務代理者は水野夏子委員にお願いしたいと思います。 それでは、会長が決まりましたので、上村委員には議長席への移動をお願いします。

	【上村会長席移動】 以降の会議の進行につきましては、議長であります上村会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。
会長	ただいま会長を仰せつかりました金城学院大学の上村千尋と申します。大学では児童福祉を担当しておりますが、そのなかでも子どもの権利擁護、昨今のこども家庭庁やこども基本法、そして児童福祉法にも盛り込まれております子どもの権利条約の精神に則って子どもの育ちをいかに社会全体で支えていくか、この辺りのことについて研究等をしております。皆様どうぞよろしくお願いいたしますします。 それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆様よろしくお願いいたしますします。 本日の会議につきましては、次第に従い進めさせていただきます。 それでは、次第2の(2)「第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について」についてです。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	議題の2「第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の策定について」です。 この計画について少し振り返りをいたしますと、平成27年度から、急速な少子化の進行ならびに家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートし、本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を推進してまいりました。 その後、当計画は、令和元年度で計画期間を満了し、令和2年度から第2期計画を策定し、引き続き本市の子ども・子育て支援の取組を計画的に推進してまいりました。 その第2期計画につきましても、令和6年度に計画期間の満了を迎えることから、引き続き、第3期計画の策定に向けての準備を進めております。 そのため、本日は、本計画の概要、子ども・子育て会議との関係性及び今後の策定に係るスケジュール案をお示ししますので、2か年度にまたがる計画策定事務の目安として御承知置きいた

できればと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、**資料1**をご覧ください。

こちらが、子ども・子育て支援事業計画の概要及び策定スケジュールについての資料です。上から順番にご説明いたします。

1 策定する計画は、第3期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画です。

2 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年です。

3 計画の位置づけとしては、尾張旭市において質の高い幼児期の学校教育・保育の提供体制を確保し、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施するための計画でございます。

4 子ども・子育て会議との関係性でございますが、市町村が子ども・子育て支援事業計画を定めようとするときには、子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、審議会等から意見を聴取することとなっており、本市においては条例にて子ども・子育て会議をこちらの審議会として位置付けております。

5 今後スケジュール案でございます。

このスケジュールは、第2期計画策定時のものを参考に作成しておりますが、今後、変更の可能性もありますので、ご了承ください。

初めに、横長の表の上段、令和5年度の10月から3月までのスケジュール案をご覧ください。まず表中の一番上、ニーズ調査（市民アンケート）でございます。ニーズ調査は主に、保育園や幼稚園の利用希望者がどの程度いて、市としてどのぐらいの施設を確保する必要があるかを把握するためのものでございます。

参考に、お手元にご用意いただきました、第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画をご覧ください。

88ページをご覧ください。

ここからが、本計画の主要部分となる、子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策です。

92ページをご覧ください。

ここに記載してありますが、第2期計画における、量の見込みです。

例えば、その表の上から6行目には、3号認定（0歳児）とあります。

令和2年度は97人、その後令和6年度92人とありますが、第2期計画における、保育園などの0歳児利用者の量の見込

	です。 こういったものを第3期計画においても、ニーズ調査の結果等をもとに推計します。 資料1に戻っていただきまして、ニーズ調査の、一つ下、関係団体ヒアリングでございます。こちらは、11月から12月までの間での実施を予定しており、市民を支える側の団体、職員等から市の子ども・子育て施設に関して意見聴取を行います。 さらに下にいていただきまして、子ども・子育て会議の開催予定日に黒丸で印を打ってございます。 次回以降の予定でございますが、1月の会議では、先ほど御説明しました関係団体ヒアリングの一環としまして、本市の子育て支援施策に携わる各団体等の代表者である委員の皆様から、御意見をお聞かせいただきたいと考えております。そして、最終回の3月の回では、ニーズ調査結果の進捗状況を情報提供させていただければと考えております。 続きまして、表の下段、令和6年度の4月から3月までのスケジュール案をご覧ください。 まず、表中一番上、量の見込み、確保方策の設定です。先ほどご説明したようにニーズ調査の結果等を勘案し、保育などの量の見込みを設定し、それらのニーズに応えるための、確保方策を設定する必要があります。その設定について、4月から10月頃にかけて検討を進めてまいります。 その検討結果と並行して、計画書案の策定を7月から11月頃にかけて進めてまいります。 その後、パブリックコメントを経て、計画の完成を予定しております。 法令によって意見聴取が定められている事項でございますので、骨子案が出来上がってまいります来年度に改めて意見をお尋ねする諮問、それに対する答申を行っていただき、計画書へ子ども・子育て会議で出された意見を反映させていくことを予定しております。 説明は以上です。
会長	事務局から、計画の概要と策定スケジュールについて説明がありました。 ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。

会長	質問等が無いようですので、私から感想をお伝えいたします。 この度、第3期計画に向けての準備がスタートするということで、第2期計画を拝見すると、とても丁寧に細やかなニーズ調査の基に様々な事業計画が策定されているという印象です。 第3期計画は、これまでの計画を積み上げていったなかでの新たな計画ということで、これからのニーズ調査それから関係団体からのヒアリング内容によっては、新たな事業の必要性や新たなニーズというのがもしかしたら見えてくるかもしれません。 第1期、第2期計画の事業を踏まえつつ新たなニーズ等も取り入れた事業計画を策定していただけたらと思います。
会長	それでは続きまして、議題(3)「(仮称)尾張旭市こども計画の策定について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	議題の3「(仮称)尾張旭市こども計画について」です。 それでは、資料2をご覧ください。 こども計画につきましては、本年4月1日に、こども基本法が施行され、市町村は、その計画について策定の努力義務が課せられております。 1 根拠法は、こども基本法の第10条第2項です。 同項では、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。 こども計画の内容につきましては、国の大綱を踏まえつつ、本市の独自性を計画に盛り込んでいくものと想定されますが、現段階では、国の大綱が出来ていないため、具体的なものをお示しすることができません。 しかしながら、国が発表した、こども大綱の策定に向けた中間整理では、こども大綱には、基本的な方針、こども施策に関する重要事項のほか、目標の達成に向けた数値目標や指標が設定される方向性であることが明らかになっています。 そういった情報から推察しますと、お手元の第2期子ども子育て支援事業計画の、52ページ「本市の主要課題」、56ページの「計画の基本的な考え方」、60ページからの「施策の展開」、こういった形で、現在の施策よりも、もう少し広い範囲を網羅する内容になろうかと考えております。 資料2に戻りまして、2 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で予定しています。 3 子ども・子育て支援事業計画との関係性は、こども基本法第10条第5項の規定により、こども計画と子ども・子育て支援

	事業計画は一体のものとして策定することができる。とされており、本市は、一体のものとして策定することとして進めております。 以上を踏まえて、今回、【審議事項】として、皆様にご審議いただきたいのが、こども計画の策定は、先ほどの子ども・子育て支援事業計画とは異なり、本会議で審議するものと、法で定められているものではございませんが、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項であると考えられるため、今後、本会議の審議事項として取り扱っていただきたいと考えております。 本審議事項について、ご同意いただきますよう、お願いいたします。 説明は以上です。
会長	それでは、今回の議題には審議事項がありますが、まずは、ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。
	(質問なし)
会長	ありがとうございました。 それでは、審議事項について、決を採ります。 こども計画の策定について、本会議の審議事項とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。 【委員挙手】 ありがとうございます。 全員賛成のため、今後、こども計画の策定につきましても、本会議の審議事項とします。 では、せっかくの機会です。こども計画はまだ具体的な項目が決まっていないとのことです。委員の皆様の自由なご意見や計画に載せたら良いと思うものがありましたら是非ご発言をお願いします。
部次長	こども計画につきましては、国の大綱に基づいて策定しますが、尾張旭市ならではの独自の色を出したいと思っております。 今後、委員の皆様には様々なご意見をいただきたいと思っております。現段階でも、本当に簡単なことでも、キーワードでも、何か載せることができれば良いと思うものがありましたら教えていただければと思いますので、ご発言をよろしくお願いします。

米井委員	最近課題の一つとして、医療的ケアを必要とするお子さんの災害時の避難、行動に関する計画や就園・就学の受け入れ先について、なかなか探するのが大変だという状況が気になっています。これは本市に限らずですが、市にもそういった要望の声が届いているかと思いますので、こういったことも含めて計画の検討を一緒にさせてもらえればと思います。
会長	ありがとうございます。医療的ケア児の災害時の避難計画や就園・就学、より良い生活の質の担保に向けた何か新しい事業を、というようなご意見でした。
会長	こども大綱が完成していないなかでの手探りの状態ではありますが、こども基本法の「こども」というのが平仮名の表記になっております。そこには、いわゆる児童福祉法であれば18歳未満の子を児童と定めていますが、こども基本法においてはこどもの年齢を定めておりません。つまり、そこに含まれているのは「若者」という視点です。これまでの「子育て」であれば18歳未満の児童を想定した支援を考えていくというものでしたが、おそらくこども大綱は、こども基本法に則って作成されるもので、「こども」と「若者」の視点を含めたものが提示されるのではないかと思っております。 ですので、基本はこれまでの事業計画をベースに尾張旭市は動いていきますので、まずは18歳未満の児童をといるところですが、今後は若者という視点をいれていきながら計画の在り方を考えていかなければならないと思っております。
水野（寿）委員	学童クラブに携わる者からの視点ですと、放課後の居場所というのは、尾張旭市においては地域性もありますが、とてもニーズが高く、定員オーバーしてしまう状態です。こども課が調整し、公設と民営いずれかで安心して過ごせるよう策を講じているところではあります。そのようななかで、学校の部活動の廃止も相まって、放課後の居場所という点で、もう少し広い意味での子どもたちの居場所について何かできないかと考えています。私たちの学童クラブだけではどうにもならないこともあるので、何か市として新しい取組として、子どもたちの放課後の居場所を検討してもらえたらと思っています。
会長	とりわけ学童期における子どもの放課後の居場所について、居場所づくりというのは本当に今の子育て支援、子どもの育ち、若者の育ちという意味でも非常に重要なキーワードです。いただいた貴重なご意見を踏まえながら進めていきたいと思っております。
松崎委員	やはり部活動廃止は、とても悩ましいことであって、瑞鳳では

	水曜日にスポーツ教室が来て下さるのですが、聞く話だと、少し身体を動かす程度のように、スポーツという感じではないようです。そのため、皆さん習い事に通わせているようですが、子ども達それぞれが忙しくなってしまう、昔のように公園で自由に遊ぶというのが減ってきていると感じます。公園も幼児用の遊具はあっても、小学生が遊べるような遊具、例えば城山公園にある大きな遊具はやはり人気ですが、子ども達だけで行くのには遠かったりするため、ああいった大きな遊具がある公園が違うところにもできると喜ぶのではと思いますので、そういったことも少し考えてもらえたらと親目線で思います。
会長	乳幼児の公園の遊び場だけでなく、学童期であったり年齢の高い子どものスポーツであったり身体を動かすなど、健康づくりの視点も取り入れた公園の在り方ということでご意見を頂戴しました。
清水委員	不登校になる前の予防というところに、もう少し何かできることはないかなと思っています。学校側との調整にはなるかと思うのですが、問題行動がおき始めたところや成績が下がり始めたところであったり、環境面では、障がいがある場合や、家庭内の不和など、不登校になるきっかけはいろいろな背景があるため、予防の方面にも子育て支援で何かできることはないかと考えています。
会長	第2期の事業計画のなかでも、施策1-2に「豊かな心・健やかな体を育む教育環境の充実」というところで、今ご提案いただいたような課題や対策がありますが、子どものSOSを早期にキャッチして支援に繋げていくような予防的なアプローチを強化してもらいたいといったご意見でした。
安藤委員	尾張旭市の小中学校では、どの学校でも特別支援学級を設置し、通級指導教室も実施しています、ニーズがいっぱいです。相談を受けた子をどの支援に繋げるべきかどうかの判断を悩んでいる間に、学校に行けなくなるケースもあります。枠は出来ているけれど、内容をもっと充実させていかないと、先生の数や専門のスタッフを増やすことや、子どもの集団適応をバックアップする体制を充実させないと不登校の増加はなかなか止まらないのかなと思います。 子どもの居場所づくりはすごく大事で、私はいつも「校門まで行きなさい、校門から先に入るかどうかはあなたが決めなさい」と伝えています。だんだん慣れてくると、教室以外なら入ることができる子がでできます。でもその場所には先生が不足していて

	人員を割けない。校門の先に入れても居場所がないから帰ってきてしまう。そうすると家に居なければならないけども両親は働いているため、一人で家に居ることになる。アメリカだったら完全な虐待になってしまいます。そういう状態もあるので、なんとか子どもの居場所づくり、放課後デイサービスなどいろいろな場所を紹介しながら模索しているところです。もう少し学校内でフリースクールのようなものが充実するともう少し突破できるのかなと思っています。
会長	不登校の子どもたちの学校の中における居場所づくり、地域での居場所づくりももちろん大切ですが、学びに繋がる、教育だけでなく学校との繋がりを保障する居場所の在り方についてのご意見でした。
朝見委員	発達障害のお子さんや医療的ケアが必要なお子さんへの支援についてお話がありましたが、本市におけるインクルーシブ保育というのをどのように捉えていくのかというのがこれからとても大切になってくると思います。新しい基本法ができて、どの自治体でも、子どもを真ん中に、子どもにとって一番の有益に繋がるように物事を考えていきましょう、ということが今の仕組みになっていると思います。本市では「みんなで支えあう すべての子どもがすすすくのびのび育ち、子育てしやすいまち 尾張旭」ということなんです、私はこの「みんな」という曖昧な言葉をもっと具体的にしたいと思っています。私はグランマ・サロンという祖父母が孫に関わる支援をするサークルをしておりますが、どの、誰が、どのように子育てに関われるのかを具体的にした施策があっても良いと思います。
会長	尾張旭市でのインクルーシブ保育の捉え方、それからもっと地域のなかでのマンパワー、専門的な知識であったり力量を持った方のサポートももちろん重要ですが、地域の幅広い世代の力を必要としながら支援の在り方を考えていくといったご意見でした。
会長	みなさん本当に貴重なご意見をいただきました。今後ご意見を参考にしまして会議を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。 続きまして、次第3その他に移ります。 事務局から連絡事項等ありましたら、お願いします。
事務局 (こども未来課係長)	連絡及び報告事項が1点ございます。 【次回の会議予定について説明】 事務局からの連絡は以上です。
会長	ただ今の事務局からの連絡等について、御質問、御確認等があ

	りましたら、発言をお願いします。 本日は長時間に渡ってありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第2回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様円滑な議事進行に御協力いただき、大変ありがとうございました。
全員	ありがとうございました。